

日本コミュニケーション障害学会研究助成金内規

第1条 研究助成金制度の設立

日本コミュニケーション障害学会（以下、本学会とする）は、将来の発展が期待される優れた研究計画を提示した正会員（研究グループにおいては研究代表者である正会員）に対し「コミュニケーション障害学会研究助成金（以下、研究助成金とする）」を贈る。

第2条 研究助成金の金額

1件あたり10万円の研究助成金を贈る。

第3条

研究助成金授与の選考のため、研究助成金選考委員会（以下、助成金選考委員会とする）を設ける。

第4条 助成金選考委員会

助成金選考委員会は次の者をもって組織する。

- 1) 理事長
- 2) 常任理事
- 3) 理事長が任命した5名以内の理事

第5条 研究助成金の募集および選考方法

- 1) 「コミュニケーション障害学」の各巻第2号に当該年度の研究助成金の募集公示を掲載する。
- 2) 研究助成金を希望する個人あるいは研究グループは、研究の目的、実施の計画、助成金の使用計画などを指定の用紙に記入し、申請する。
- 3) 助成金選考委員会は、研究計画内容を審査し、年間2件以内を決定する。

第6条

研究助成金は学会賞基金から拠出する。

第7条

- 1) 原則として5年間は同一の者に重ねて学会発表奨励賞あるいは研究助成金を授与しない。なお、学会発表奨励賞と研究助成金の重複授与も行わない。
- 2) 助成金選考委員は、研究代表者、共同研究者を問わず任期中は研究助成金に応募できないものとする。

第8条 研究助成金の授与

研究助成金の授与は、次年度の総会において行う。

第9条 選考基準は別に定める細則による。

第10条 本内規の改廃は常任理事会の審議を経て理事長が行う。

附則 本内規は1998年1月1日より発効する。

附則 本内規は2006年9月3日に改正した。

附則 本内規は2009年4月11日に改正した。

附則 本内規（附則）は2012年12月9日に改正した。

附則 本内規は2013年9月22日に改正した。

附則 本内規は2017年2月19日に改正した。

日本コミュニケーション障害学会研究助成金に関する選考細則

1. 助成金選考委員会
助成金選考委員会の委員長は理事長をもってあてる。
2. 選考基準および手続き
(ア) 選考にあたっては、次の観点から評定する。
 - ・ 研究の独創性
 - ・ 研究の方法・技術の妥当性
 - ・ 期待される研究成果のコミュニケーション障害学、コミュニケーション障害臨床等への寄与
 - ・ 応募者の資金的援助を得る機会(イ) 助成金選考委員会は、委員の多数決をもって助成対象研究を決定する。
(ウ) 助成金選考委員会で助成対象に該当する研究計画がないと判断された場合は、その年度の助成は行わない。
3. 研究成果の報告
研究助成を受けたものは、授与を受けた翌年の3月までに指定の用紙で研究成果の報告を行う。